

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【公表番号】特表2020-534362(P2020-534362A)

【公表日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-048

【出願番号】特願2020-537297(P2020-537297)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/05 (2006.01)

A 6 1 K 31/4015 (2006.01)

A 6 1 K 31/55 (2006.01)

A 6 1 K 31/7048 (2006.01)

A 6 1 P 25/08 (2006.01)

A 6 1 K 31/5513 (2006.01)

A 6 1 K 31/19 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/53 (2006.01)

A 6 1 K 31/165 (2006.01)

A 6 1 K 31/4166 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 31/05

A 6 1 K 31/4015

A 6 1 K 31/55

A 6 1 K 31/7048

A 6 1 P 25/08

A 6 1 K 31/5513

A 6 1 K 31/19

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 31/53

A 6 1 K 31/165

A 6 1 K 31/4166

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月17日(2021.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

てんかんに罹患している対象における発作頻度を低減するための医薬組成物であって、  
有効量のカンナビジオール(CBD)を含み、医薬組成物が発作頻度を低減するために  
適する経皮投与用に製剤されている、医薬組成物。

【請求項2】

発作頻度が、30%低減する、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

発作頻度が、50%低減する、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

成人における焦点起始発作が低減する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

焦点意識保持発作が低減する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

焦点意識減損発作が低減する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

全般強直間代発作をともなう焦点意識比較が低減する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

対象が、高い発作頻度を有する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

てんかんが、薬剤抵抗性てんかんである、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

レベチラセタム、カルバマゼピン、トピラマート、ラモトリギン、ラコサミド、クロナゼパム、バルプロアート、クロバザム、フェニトイン、エスリカルバゼピン (eslicarbamazepine)、及びオクスカルバゼピンからなる群から選択される少なくとも 1 つの抗てんかん薬を更に含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

CBD が、( - ) - CBD である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

有効量の CBD が、毎日合計約 195 mg ~ 約 780 mg の間である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

有効量の CBD が、分割日用量で 195 mg である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

有効量の CBD が、分割日用量で 390 mg である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

有効量の CBD が、分割日用量で 585 mg である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

有効量の CBD が、分割日用量で 780 mg である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

有効量の CBD が、97.5 mg の単回使用のサシェ剤で提供される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

有効量の CBD が、195 mg の単回使用のサシェ剤で提供される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

有効量の CBD が、390 mg の単回使用のサシェ剤で提供される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

CBD が、ゲルとして製剤されている、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

CBD が、浸透性の亢進したゲルとして製剤されている、請求項 20 に記載の医薬組成物。

【請求項 22】

CBD が、単回日用量で製剤化されている、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 23】

CBD が、2 回日用量で製剤化されている、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 24】

CBD が、合成 CBD である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 25】

CBDが、純CBDである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項26】

有効量のCBDの経皮投与により、CBDの経口投与に比べて、少なくとも1つの有害事象の強度が低減する、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項27】

少なくとも1つの有害事象が、傾眠、精神刺激作用、肝機能、及び消化管関連有害事象からなる群から選択される、請求項26に記載の医薬組成物。

【請求項28】

対象が、成人である、請求項1に記載の医薬組成物。